

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者等

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 契約責任者 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事 横井 理夫 |
| (2) 郵便番号 | 151-0052 |
| (3) 所在地 | 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 |

2 競争入札事項

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 契約件名 | 国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務 |
| (2) 契約内容等 | 別冊仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 令和4年10月1日～令和7年9月30日 |
| (4) 入札方法 | |

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- ③ 入札書に記載する金額は、入札単価に予定数量を乗じた総価とし、契約は落札者の提示した入札単価をもって単価契約とする。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る

ために連合した者

- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和4年度に「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
 - (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
 - (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
 - (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係
(電話番号) 03-6407-7678
(FAX) 03-6407-7649
(E-mail) honbu-jigyousien1@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和4年9月2日（金）12時00分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならないものとする。
- (ア) 入札件名

- (イ) 入札金額
- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年9月9日開札〔国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和4年9月9日開札〔国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和4年9月9日(金) 11:00～
国立諫早青少年自然の家 管理棟2階 会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧ 競争加入者等は、開札に立ち会えない場合、開札不参加届(別紙5)を開札日時までに上記4の(1)に提出するものとする。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(6) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

別紙2 入札書（A1～A3）

別紙3 委任状（B1～B3）

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

別紙 5 開札不参加届
別冊 1 仕様書
別冊 2 契約書 (案)

※ 競争加入者の立場により、別紙 2 の入札書 A 1 から A 3 及び別紙 3 の委任状 B 1 から B 3 を使用すること。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

I 事前の提出書類

1 競争参加資格の確認のための書類

(1) 令和4年度国の競争参加資格(全省庁統一資格)の認定通知書の写し …1部

2 履行できることを証明する書類

(各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印)

(1) 仕様書に対する作業計画案 …1部

(作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制(組織)図、緊急時連絡体制図等)

(2) 契約実績書 …1部

(冷温熱源設備の運転管理業務の契約実績を示すもの 契約書及び仕様書等)

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲で提示を求める。

また、契約実績一覧(件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項)での提示を可能とする。

(3) 技術者の資格等 …1部

(仕様書で求めた業務担当者の資格証 前記作業計画案に記載した人数分)

(4) 会社の概要を示す資料(会社概要等) …1部

3 入札書(定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印を押す) …1部

※契約期間中の全経費の110分の100に相当する金額を記入すること。

4 委任状(見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式B2) …1部

5 参考見積書(総額、数量、単価、内訳、税込・税別が記載されていること) …1部

6 開札不参加届(別紙5:開札不参加の場合) …1部

<提出方法>

1 提出期限 令和4年9月2日(金)12時00分(必着)

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

II 入札時の提出書類

1 委任状(入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合

様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3) …1部

2 代理人(復代理人)の名刺 …1部

※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人(復代理人)の印鑑を持参すること

III 落札決定後の提出書類

1 落札内訳書(落札日付) …1部

2 委任状(契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合) …1部

<提出方法>

1 提出期限 落札決定後、速やかに。

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

様式A1

入札書

件名 国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

業務名	種別	見込時間	単価	見込時間×単価
給湯設備等運転管理業務	通常勤務	8,244時間	円	円(①)
	深夜勤務	2.5時間	円	円(②)
入札金額(①～②の合計)				円

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額(単価含む)の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住所
会社名
氏名

印

様式A2

入札書

件名 国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

業務名	種別	見込時間	単価	見込時間×単価
給湯設備等運転管理業務	通常勤務	8,244時間	円	円(①)
	深夜勤務	2.5時間	円	円(②)
入札金額(①～②の合計)				円

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額（単価含む）の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人
会 社 名
代理人氏名

印

様式A3

入札書

件名 国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

業務名	種別	見込時間	単価	見込時間×単価
給湯設備等運転管理業務	通常勤務	8,244時間	円	円(①)
	深夜勤務	2.5時間	円	円(②)
入札金額(①～②の合計)				円

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額（単価含む）の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復代理人

住 所
復代理人氏名

印

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

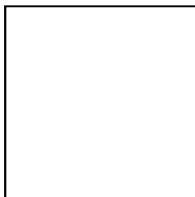
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年8月12日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

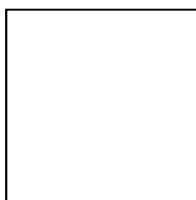
受任者(代理人) 住 所
 会社名
 氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. ……………

委任期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

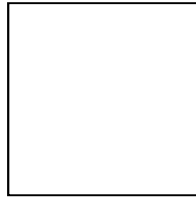
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和4年8月12日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A2若しくはA3で作成してください。
 - ① 様式A2は、競争加入者の社員など直接代理人になれる者の時に使用してください。
 - ② 様式A3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人が作成する時に使用してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、別紙3の委任状のなか入札書の作成及び開札への参加状況により様式B1からB3の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B1は、競争加入者の社員など直接代理人になる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式A2となります。
 - ② 様式B2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となる必要があるため使用してください。
 - ③ 様式B3は、直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B2を作成）必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となっている者から、本案件の代理人となる必要があった時に使用してください。

開 札 不 参 加 届

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

件 名 国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札(令和4年9月9日(金)11時00分～国立諫早青少年自然の家 管理棟2階 会議室)に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

以上

保 全 業 務 特 記 仕 様 書

業務名称：国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

令和4年度～令和7年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

第1章 総則

1.01 業務概要

a. 業務名

国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務

b. 業務場所

【長崎県諫早市白木峰町1109-1】(国立諫早青少年自然の家構内)

c. 業務期間

令和4年10月1日(土)から令和7年9月30日(火)まで

d. 適用

この保全業務(以下「業務」という。)の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、この特記仕様書、建築保全業務共通仕様書 平成30年版(以下「共通仕様書」という。)に基づき次の業務を履行する。

e. 業務施設名称と概要

次章以降を参照。

f. 特記仕様書の適用方法

(1)・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

(2)表中の各欄に数字・文字・記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。

(3)＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

1.02 業務責任者等

業務対象設備に係る業務責任者は、ボイラー設備等の運転及び日常点検について総合的に判断できる知識と技能を有する以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備考
ボイラー技士	・ 1級以上	
	○ 2級以上	

1.03 業務従事者

業務対象設備に係る業務従事者は、次の資格を有するものとする。

業務従事者は、労働安全衛生法に定める以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備考
ボイラー技士	・ 1級以上	
	○ 2級以上	

1.04 ボイラー取扱作業主任者の選任

ボイラー及び圧力容器安全規則第24条に基づき、本業務に従事する者の中から、ボイラー取扱作業主任者を選任すること。

1.05 業務場所の安全衛生管理

ボイラー運転従事者は、指定数量以上の危険物を取り扱うため、危険物取扱者免状を所持するものとし、その中から危険物取扱主任者を選任すること。

- 1.06 安全対策等
利用者及び職員に対しての安全対策を行うこと。
- 1.07 室内への立ち入り
次の部屋に入室する際は、監督職員の承諾を受けること。
利用中の研修室、宿泊室等の現に宿泊利用者及び利用者が使用している箇所。
- 1.08 養生
応急処置等の修理を行う際には、適切な養生を行うこと。
- 1.09 試験器及び工具等
業務を実施するために必要な試験器及び工具類は貸与する。
- 1.10 業務の履行の立会い
代行機関の実施するボイラーの性能検査及び消防署による立ち入り検査には業務従事者が立会うこと。
- 1.11 業務の履行の確認及び報告
業務の履行の確認は事業支援室管理係が行う。別紙書式にて報告を行うこと。
- 1.12 点検の省略
共通仕様書 第2編 1.1.8による。
- 1.13 電力用水費等
業務を実施するために必要な電力、給水は支給する。
- 1.14 控室等
業務員は、従業員控室に常駐するものとする。
- 1.15 事前検討—
- 1.16 緊急時の対応等
夜間等における緊急事態に対して、宿直職員・警備員等と連絡を取り合い、職員の指示に従うこと。
- 1.17 業務の引継
受注者は、各業務についての引継を前回業者と打合わせのうえ行い、引継完了後、完了報告書（様式任意）を書面で発注者に報告すること。また、契約の終了が確定したときは、次年度実施業者と打合わせのうえ、引継を行うこと。
- 1.18 管理体制
 - (1) 受注者は、本業務遂行にあたって安全確保及び保全に努め、消防法や大気汚染防止法、労働安全衛生法等各種関係法令に従い業務を遂行するものとする。
 - (2) 受注者は、業務従事者の身元、衛生及び規律の維持に努めるものとする。
 - (3) 業務従事者の労務災害については、一切受注者の負担とする。
- 1.19 その他
 - (1) 受注者は、一週間前までに翌月分の勤務予定表を提出するものとし、変更が生じた時は事前に報告するものとする。
 - (2) 専門業者の修理を要する場合及び消耗品の保管数が少なくなった場合は任意様式により理由及び必要

な対応を記載し、管理係まで提出すること。

- (3) 受注者は、業務実施にあたっては、予め関係部署と打ち合わせを行うものとする。
- (4) 受注者は、従事者に対し、業務遂行にあたり当所の機構及び建物の配置並びに設備配置状況等を教育し、誠意ある態度と言葉使いで接するよう指導しなければならない。
- (5) 従事者は、業務区域内で火災そのほか緊急事態又は管理上緊急と認められる事態を発見、もしくは通報を受けた場合は、直ちに当所職員と連絡をとり適切な処置及び対応を講じて被害の拡大防止等に努めなければならない。また、従事者は発注者が実施する防災訓練等（本業務実施中に発生し得る災害等を想定したもの。）に参加すること。
- (6) 従事者に業務遂行中に負傷・急病等の不測の事態が発生した場合、救急に必要な協力を当所に求めることができるものとし、当所職員は誠意をもって対処するものとする。なお、必要に応じ当所職員から受注者に通報するものとする。
- (7) その他仕様書及び業務仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

第2章 運転・監視及び保守点検業務

2.01 運転・監視業務等対象設備の概要

運転及び監視業務の主な設備は、以下に掲げる設備とし、業務内容は標準仕様書の該当する設備の項目を適用する。

設置場所	設備名称	設備概要	数量	運転期間	運転時間
浴室横	エコキュート HWA-2HTC (株)前川製作所	加熱能力 77.6kW ※別紙仕様書	5基	2.02による	2.02による
	空冷ヒートポンプチ ラー RHUP1180A5-S 日立アプライアンス(株)	冷却能力：118kW, 加熱能力 132kW ※別紙仕様書	2基	2.02による	2.02による
	熱交換器 M6-MFG(S)	プレート式 伝熱面積 4.9m ²	1台	2.02による	2.02による
	熱交換器 M6-MFG(S)	プレート式 伝熱面積 1.54m ²	1台	2.02による	2.02による
	熱交換器 M6-MFG(S)	プレート式 伝熱面積 2.1m ²	1台	2.02による	2.02による
	給湯加圧ポンプ HWPU-1	480m ³ /min×25m	1台	2.02による	2.02による
	給湯加圧ポンプ HWPU-2	350m ³ /min×24m	2台	2.02による	2.02による
機械室棟	給湯用ボイラー（別 館浴室系統） SKT-E3602 昭和鉄工(株)	360,000kcal/h 伝熱面積 6.0m ²	1台	2.02による	2.02による
きじ棟	熱交換器 P22-VLJ		1台	2.02による	2.02による
もず棟	熱交換器 P22-VLJ		1台	2.02による	2.02による
キャンプ棟	温水ボイラー (株)巴商会 TM-L125 E	250,000kcal/h 伝熱面積 5.95m ² ※別紙仕様書	1台	2.02による	2.02による

2.02 業務時間

ボイラー設備等の運転管理業務を行う日時等は、下記による。

ただし、必要に応じて発注者、受注者協議のうえ、変更することができることとし、入札に係る見込時間は、通常勤務8,244時間とする。

運転管理業務時間	備 考
10:00 ~ 22:00	浴室給湯, 日常点検・管理業務 (休憩1.0h含む)

※上記のうち、場合によって深夜時間帯(22:00~05:00)の間に、協議の上で業務の延長を依頼することがある。入札に係る見込み時間は、2.5時間(深夜勤務)とする。

2.03 取替部品等

ボイラーの運転監視及び保守点検に伴う点検整備における取替部品等は、発注者が負担するものとする。

2.04 業務報告書

業務完了後に、次の書類等を1部提出する。

整備日誌・・・別紙様式1にて行った日ごとに1部提出する。

2.05 水質検査

検査項目、周期は標準仕様書による。

2.06 外気温上昇時の措置

本業務実施に当たり、外気温度が13℃を越えた場合、暖房用ボイラーの運転を停止し、外気温度に留意し温度低下の状態を勘案し再運転する。

2.07 その他

冬季積雪時において、ボイラー室及びタンク周辺の除雪を行い、適切な維持管理に努めること。

勤務中は、利用者サービスの向上に努めること。

本業務実施の参考とするため、配置図、系統図等、機器仕様書を添付する。

第3章 その他特記事項

3.01 日常点検業務

3.01.1 日常点検業務

点検保守業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容及び周期は、別に定める点検基準等によるものとする。(点検基準等は該当する設備について適用する。)

○ボイラー及び冷熱源設備の点検保守

冷熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、点検基準によるほか、関係法令により適切に実施する。

・空気調和設備の点検保守

○給排水衛生設備の点検保守

○監視制御設備の点検保守

・電気設備の点検(法定点検を除く)

業務の実施にあたっては、機器を常に良好な状態に保ち、正常に動作するように努めること。

3.01.2 業務報告書

業務完了後に、次の報告書を1部提出する。

○整備日誌・・・点検保守の業務報告は別紙様式1にて業務終了後速やかに1部提出する。

3.02 日常管理業務

3.02.1 日常管理業務

日常管理業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容は、別に定める管理基準または要領によるものとする。

○浴室の管理

3.02.2 業務報告書

業務完了後に、次の報告書を1部提出する。

○整備日誌・・・業務報告書は別紙様式1にて業務終了後速やかに1部提出する。

3.02.3 その他

水質・給水量及び重油使用量等については別紙2～7に記録を行うこと。また、管理業務において、専門業者の修理を要する場合及び消耗品の保管数が少なくなった場合は、速やかに担当職員へ報告すること。

3.02.4 応急措置及び修理業務

a. 応急措置及び修理業務

日常点検において機器等の故障または異常を発見した場合または、担当職員からの連絡により応急処置の必要があるときは、常備する工具類または部品を用いて、速やかに処置すること。

b. 業務報告書

a. で措置及び修理をした場合は延滞なく内容が分かるようその日の整備日誌に記載又は別途報告書を作成し提出すること。

c. その他

その他、担当職員が指示する給湯設備運転保守の関連業務を実施すること。

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他
空気調和機	本体	エアフィルターの汚れ・損傷・変形の有無、清掃			○	
		スプレーノズルの詰り・腐食・脱落の有無、清掃			○	
		加湿用水槽の汚れ・腐食・さび等の点検清掃				1/6ヶ月
		空調機内外部の空気漏れの点検			○	
		風量調節ダンパ・防火ダンパの作動点検、調整			○	
		温湿度センサーの作動点検、清掃			○	
		吹出口・還気口の汚れ点検、清掃	○			
		吹出口・還気口の腐食・さび・変形等の点検				1/6ヶ月
	自動制御装置	検出部の損傷・変形・汚れの点検清掃			○	
		調節部の損傷・破損・変形等の点検清掃			○	
		操作部のソソうの有無点検			○	
		記録計・指示計の損傷・変形・摩耗・汚れ及び作動状態の点検清掃			○	
		指示値どおり各部が正常に作動するか機能点検を行う			○	
	各種配管・弁・付属装置	保温・防露の亀裂・欠落の有無				1/6ヶ月
		弁・付属装置の作動の良否				1/6ヶ月
付属配管のゆるみ・損傷の有無点検、調整					1/6ヶ月	
ファンコイルユニット	送風機の汚れ清掃、変形・さびの有無				1/6ヶ月	
	送風機異音・振動の点検調整	○				
	冷温水コイルの腐食・変形の有無の点検				1/6ヶ月	
	冷温水コイルの汚れ清掃・詰まり点検				1/6ヶ月	
	ドレンパンの排水口点検、清掃				1/6ヶ月	
	エアフィルターの損傷・変形の有無清掃	○				
	吹き出しグリルの腐食・さび・変形等の点検清掃	○				
	取付状態の点検調整				1/6ヶ月	
						冷暖房 運転 期間

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
送・排風機		電動機の異音・振動・発熱の点検調整			○		
		運転時負荷・電流の確認	○				
		軸受けの温度・振動の有無点検			○		
		Vベルトの伸び・亀裂その他異常の有無の点検調整			○		
		羽根車・ケーシングの汚れ・さび・変形の点検			○		
		潤滑油の点検・補充			○		
		取付状態の点検調整					1/6ヶ月
		電動機の絶縁測定					1/6ヶ月
露出配管	配管	継ぎ手・分岐箇所への漏れ、蒸気漏れ点検			○		
		伸縮継ぎ手の作動状況・損傷・漏れ点検			○		
		弁の漏れ・損傷の有無の点検調整			○		
	保温材・支持金物	保温材の外装の状態、支持金物の変形・損傷の有無点検			○		

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他		
衛生器具		取付状態の点検調整	○					
		水栓の破損・作動状態の点検調整、交換	○					
		排水状態の点検調整	○					
		フラッシュバルブの作動状態の点検調整、交換	○					
		ボールタップの作動状況の点検調整	○					
		吐出水量の点検調整	○					
貯湯槽	湯温・水頭圧・蒸気圧等	給湯温度・水頭圧・蒸気圧及び温度調節弁の作動状態の点検調整	○					
		スチームトラップの作動点検	○					
	温水循環ポンプ	作動の良否、異常の有無点検	○					
	給湯配管	腐食・損傷等の点検		○				
	本体	損傷・水漏れ・温調弁等の点検				○		
		保温の損傷の有無点検				○		
		管・弁	給水管・蒸気管・排水管の腐食・漏れ・損傷の有無点検				○	
	減圧弁の取付作動状況の点検				○			
	逃し弁・安全弁の漏れ、取付作動状況の点検				○			
給排水用ポンプ		圧力・電流値により作動状況の点検	○					
		異音・振動の有無	○					
		グラウンド側よりの滴下量点検、調整		○				
		潤滑油のグリース等の点検、補充				○		
		自動制御装置の作動状況点検、調整				○		
		カップリング及びゴムの点検、調整				○		
		電動機の絶縁抵抗測定、記録					1/6ヶ月	
		カーボンブラシの点検調整				○		
配管		継ぎ手・分岐箇所での漏れ点検	○					
		弁の漏れ・損傷の有無及び作動点検、調整	○					
		支持金物類の取付状況の点検				○		
		保温材の破損・損傷状態の点検				○		
水道メーター		水道メーターの確認・記録	○					

給排水衛生設備

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
滅菌装置		消毒剤の消費状態の点検調整、補充(取扱説明書による)		○			
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
ろ過装置		逆流洗浄を行う(取扱説明書による)	○				
消火栓ポンプ		漏水の有無の点検、調整	○				
		ポンプモーターの作動の良否及び異音の有無点検		○			
		試験送水を実施し、送水圧の指示値の確認		○			
		電動機の絶縁抵抗測定、記録				1/6ヶ月	
消火水槽		漏水の有無の点検	○				
		水槽内の水量点検	○				
		補給水弁開閉機構の点検調整		○			
(簡易)専用水道		水道技術管理者としての法定業務・定期点検				適宜	

監視制御設備

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
監視制御設備	監視制御盤	外部の汚損・損傷の有無	○				
	監視盤	信号灯・表示灯の点灯の確認	○				
	中継盤	操作スイッチ・切替スイッチの正常位置の確認	○				
	遠方監視盤	警報装置の作動の確認		○			
	(グラパネ含む)	各種指示値の確認	○				
		記録計の機能の確認	○				
		排気ファンの異常の有無	○				
		プリンターの異常の有無	○				

電気設備

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他
照明設備		カバー、本体の変形・破損等の確認			○	
		照明器具からの異音、異臭等の確認		○		
		管球の球切れの確認及び交換	○			
		共通部の点灯及び消灯	○			
電力設備		取付状況の点検		○		
		配線器具・分電盤等の変形・破損の確認	○			
		受変電設備からの異音・異臭等の確認	○			
		過電流、漏電によるトリップの確認・復旧				随時
消防設備		感知器・誘導灯等の脱落、破損等の確認		○		
		管球の球切れの確認及び交換		○		
非常用電源設備	自家発電、非常蓄電池	スイッチ位置、計器指示値を確認		○		
		蓄電池の損傷、汚れ、液漏れの確認		○		
		燃料、オイル、冷却水等の漏れの確認		○		
		本体の変形・損傷の確認		○		

昇降機設備

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他
昇降機設備		戸の開閉がスムーズに動作するかの確認				
		乗り場ボタン、三方枠、戸、がご等に損傷、汚れ等の確認				
		操作スイッチ等が正常に動作することを確認				
		安全装置が正常に動作するかを確認				
		注意事項等が正しく掲示されているかを確認				
		走行中に振動、異音等がないかを確認				
		着床に異常がない事を確認				

浴室管理

管理基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
浴室管理		浴槽水の排水、張水	○				
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
		浴槽水、カラン、シャワーの温度確認	○				
		浴槽水の排水、張水	○				
		浴槽、洗い場、脱衣所、排水口等の清掃	○				
		備品の整理整頓	○				
		消耗品の管理、補充	○				
		高濃度塩素による消毒					指示による
機械室管理	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整	○				
		作動の良否及び異音の有無点検		○			
		逆流洗浄を行う(取扱説明書による)		○			
		ヘアキャッチャーの清掃	○				
	混合装置	設定温度の確認	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				
	薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				

プール管理

管理基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
プール管理	プール	残留塩素の測定を行い、測定値を記録する					
		水量、水温及び室温調整					
		暖房設備の運転保守					
	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整					
		作動の良否及び異音の有無点検					
		逆流洗浄を行う(取扱説明書による)					
		ヘアキャッチャーの清掃					
	薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充					
作動の良否及び異音の有無点検							

点 検 基 準

ボイラー

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他
ボイラー 本体	鏡板	汚損・腐食・変形の有無			○	
	炉筒	変形・漏れの有無			○	
	ケーシング	腐食・変形の有無			○	
	マンホール	腐食・変形の有無			○	
	圧力計・水高計	指針の狂い・取付状態・ガラス破損・汚れの有無	○			
	安全弁・逃し管	漏れの有無	○			
	水面測定装置	機能テスト、漏れの有無	○			
	ボイラー水	PH測定及び吹き出しの実施	○			
	自動制御装置	圧力調整装置・燃料遮断装置・水位調整装置等の作動の良否、調整			○	
	通風装置	送・排風機の異音、振動等異常の有無及び調整		○		
	バーナータイル及び炉壁	亀裂・欠損の有無			○	
	付属設備	蒸気管・弁・付属配管・保温・So2計、電源用・制御用電線等の破損、欠落の有無		○		
	給水装置	ポンプ・配管・弁の損傷、漏れ等の有無及び調整			○	
ボイラー 設備	油量調整機構	油量・油圧等の設定位置、点検調整	○			
	ノズル・チップ	汚れ・損傷の有無及び清掃	○			
	火炎検出装置	作動の良否、汚れ・焼損状態の点検清掃	○			
	着火装置	汚れ・損傷の有無、点検調整清掃	○			
	ロータリーバーナー	ゆるみ・亀裂の有無、点検調整			○	
	燃焼状態	炎の大きさ・形・輝度の点検調整	○			
	燃料の遮断装置	感震装置の作動確認			○	
	油電磁弁の作動の良否確認		○			
制御装置	作動の良否、ゆるみ・汚れの有無、点検調整清掃	○				
軟水 装置	本体等	深水検査及び再生作業	○			
		操作バルブの作動の良否確認			○	
		充填物の量、汚れ点検、逆流作業			○	
		本体・配管・弁・継ぎ手等の漏れ、損傷の有無			○	

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他		
冷熱源機器	空気熱源チラーユニット	冷温水入口及び出口温度並びに圧力	○					
		潤滑油圧力及び温度	○					
		圧縮機吸込及び吐出圧力	○					
		電源電圧及び圧縮機電流	○					
		機械室温度	○					
		1. 起動前		○				
		a. 圧力計・温度計	ガラス及び文字盤に汚れのないことの確認	○				
		b. 冷水及び冷却水系統配管	①各種弁の開閉状況の確認	○				
			②配管接続部、機器水室部より水漏れがないことの確認	○				
		c. 電源	電圧が規定の許容範囲内にある事の確認	○				
		d. 燃料	燃料を必要とする機器にあつては、燃料タンクの保有量が適切である事の確認。	○				
		2. 運転中		○				
			①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある事の確認	○				
			②配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認	○				
			③運転時に異音及び異常振動がないことの確認	○				
			④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転	○				
		3. 運転終了時	①運転を中止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守	○				
			②弁類を所定の開閉位置の遵守	○				
	③電源開閉器を規定の位置の遵守	○						
	その他、機器の取扱い説明書に準じる事項							

点 検 基 準

エコキュート

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他		
冷熱源機器	空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機	冷却水入口及び出口温度並びに圧力	○					
		蒸発及び凝縮圧力	○					
		還気及び吸気温度	○					
		電源電圧及び圧縮機電流	○					
		機械室温度	○					
		1. 起動前		○				
		a. 圧力計・温度計	ガラス及び文字盤に汚れのないことの確認	○				
		b. 冷水及び冷却水系統配管	①各種弁の開閉状況の確認	○				
			②配管接続部、機器水室部より水漏れがないことの確認	○				
		c. 電源	電圧が規定の許容範囲内にある事の確認	○				
		d. 燃料	燃料を必要とする機器にあつては、燃料タンクの保有量が適切である事の確認。	○				
		2. 運転中		○				
			①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある事の確認	○				
			②配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認	○				
			③運転時に異音及び異常振動がないことの確認	○				
			④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転	○				
3. 運転終了時	①運転を中止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守	○						
	②弁類を所定の開閉位置の遵守	○						
	③電源開閉器を規定の位置の遵守	○						
	その他、機器の取扱い説明書に準じる事項							

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
貯油槽	槽及び配管	残油量・漏れの点検	○				
		防油堤内の汚れ・通気管の損傷・腐食等の点検、清掃			○		
		配管・継ぎ手・弁等の油漏れ点検、調整			○		
		油槽内の水分点検				1/6ヶ月	
		弁類の作動の良否、亀裂・変形の有無				1/6ヶ月	
		変形・漏れ・腐食の有無				1/6ヶ月	
	油量計・油面計	計器の作動の良否確認			○		
		汚れ・漏れの点検清掃			○		
	ギヤーポンプ	異常音・振動の有無、電流値等の点検		○			
		油漏れの有無			○		
熱交換機	本体	損傷・変形・漏れの点検			○		
		保温の欠落の有無			○		
	配管・付属品	安全弁・逃し管等の損傷、漏れの有無、点検調整		○			
		減圧弁・温調弁等の漏れの有無、点検調整	○				
		二次側設定値の変動・異常の有無、点検調整	○				
	圧力計他指示値の適正の良否確認、調整	○					
還水槽		外部の保温、ケーシングの損傷・脱落の有無				1/6ヶ月	
		水面計・温度計の点検、調整、清掃			○		
		補給水電磁弁の作動の良否			○		
煙道・煙突		煙道の損傷・漏れの有無、通風圧の良否点検			○		
		煙突・点検口・ばい煙測定口からの漏れの点検				1/6ヶ月	
		耐火断熱材等の欠落・損傷状態の点検				1/6ヶ月	
		水溜まりの有無の点検、排出				1/6ヶ月	
		堆積する灰塵量の点検、除去				1/6ヶ月	
		SO2計の作動状態の点検清掃	○				
燃料タンク		燃料残量、使用量の確認	○			1/6ヶ月	
		タンク、配管、継ぎ手からの漏れの点検		○			
		重油地下及び地下タンクの法定自主点検				1/12ヶ月	
		燃料ポンプの動作の良否		○			

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
ヘッダー		圧力計・湿度計の指針の誤差、汚れ点検調整			○		
		損傷・汚れ・変形の有無				1/年	
		保温被覆等の損傷の有無				1/年	
		取り出し弁類・配管類のさび・漏れ・作動不良の点検調整				1/年	
吸収式冷凍機	蒸気の供給装置	減圧弁・湿度弁等の指針の狂いがないか	○				
		制御弁等の弁開度機構の異常の有無	○				
		ストレーナーの点検清掃				1/6ヶ月	
	蒸発器	真空度保持点検	○				
		冷水ポンプの振動・騒音の有無	○				
		冷水量が規定内にあるか、変動の有無	○				
		冷水の入口・出口の温度の異常の有無	○				
		冷水出口温度と冷媒温度の差の有無	○				
	吸収器	希溶液・濃溶液の温度の変動の有無	○				
		冷却水の温度・水量の変動の有無	○				
		溶液ポンプの振動・騒音の有無	○				
		冷却水ポンプの振動・異音の有無			○		
	濃縮器	冷却水出入口温度の変動の有無	○				
		真空度の変動の有無	○				
		冷却水出入口温度と冷媒温度の差の変動の有無	○				
		冷媒温度の変化の有無	○				
	再生器	希溶液・濃溶液の温度の適否点検	○				
		濃溶液が濃度既定値以上にならないように監視			○		
	油気装置	油変・油面の適否点検、注油	○				
		ポンプ保守のため空気侵入の有無にかかわらず運転			○		
油気ポンプ到達真空度の点検				○			
ベルトの張り具合及び損傷の有無				○			
制御装置	作動の良否、損傷の有無の点検	○					
その他	別冊の製造者吸収式冷凍機取扱説明書の内容を実施					夏期冷房運転期	

点検基準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他
冷 却 塔	水槽	内外部の汚れ・腐食状態並びに変形の点検 清掃			○	
	送風機	回転状態運転時の電流の異常の有無、調整	○			
		カップリングのベルト・ボルト軸受けの異常の有無、調整		○		
		カップリングの偏芯の有無、点検				1/6ヶ月
		羽根の変形・損傷・腐食の有無、点検			○	
	充填機	充填機の汚れ・損傷・変形・欠落の点検清掃				1/6ヶ月
	補給水装置	ボールタップの腐食・変形・作動状態の点検			○	
		上水位停止位置の点検調整				1/6ヶ月
		補給水弁開閉機能の点検調整		○		
		補給水量の調整、記録				1/6ヶ月
散水装置	散水状態の点検			○		
冷却水	運転中の出入口温度測定	○				
	沈殿物・浮遊物の量等の点検清掃			○		
空 調 用 ポ ン プ	漏水・漏気の有無の点検調整	○				
	送水圧の異常の有無、点検調整	○				
	ポンプモーター配管の異常の有無、点検調整	○				
	ポンプ停止時の水高(水圧)計の指示値が一定であるかフード弁を点検			○		
	ポンプ及び接続配管・継ぎ手等の取付状態等の点検調整			○		
	電動機絶縁測定・記録				1/6ヶ月	
						冷暖房 運転 期間

整備日誌(1/3)

次長	支援室長	管理係長	係員

年月日	令和	年	月	日	曜日	天候
担当者氏名		印	担当時間(内休憩時間)			担当場所
			(: ~ :)			本館・別館
			(: ~ :)			本館・別館

給湯熱源設備	運転時間			A重油使用量 L		
	起動	停止	累計	給油量	使用量	残油量
本館エコキュート	:	:	:			
本館熱交換 ヒートポンプHP6, 7	:	:	:			
機械室棟ボイラー	:	:	:			
キャンプ棟ボイラー	:	:	:			

循環ろ過装置	浴槽場所		大浴場(大)	大浴場(小)	小浴場	きじ棟	もず棟
	残留塩素濃度測定値	時刻					
		濃度(mg/l)					
	ヘアキャッチャー清掃						
	逆洗						
循環濾過装置消毒							

備考	
----	--

機器名		点検作業内容	実施周期	チェック	機器名	点検作業内容	実施周期	チェック		
衛生器具	脱衣場	取付状態の点検調整	1/日		機械室管理	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整	1/日		
		水栓の破損・作動状態の点検調整、交換	1/日				ヘアキャッチャーの清掃	1/日		
		排水状態の点検調整	1/日				作動の良否及び異音の有無点検	1/週		
		フラッシュバルブの作動状態の点検調整、交換	1/日				逆流洗浄を行う(取扱説明書による)	1/週		
		ボールタップの作動状況の点検調整	1/日			薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充	1/日		
		吐出水量の点検調整	1/日				作動の良否及び異音の有無点検	1/日		
貯湯槽	湯温・水頭圧・蒸気圧等	給湯温度・水頭圧・蒸気圧及び温度調節弁の作動状態の点検調整	1/日		熱交換機	本体	損傷・変形・漏れの点検	1/月		
		スチームトラップの作動点検	1/日				保温の欠落の有無	1/月		
	温水循環ポンプ	作動の良否、異常の有無点検	1/日			配管・付属品	減圧弁・温調弁等の漏れの有無、点検調整	1/日		
	給湯配管	腐食・損傷等の点検	1/週				二次側設定値の変動・異常の有無、点検調整	1/日		
	本体	損傷・水漏れ・温調弁等の点検	1/月				圧力計他指示値の適正の良否確認、調整	1/日		
		保温の損傷の有無点検	1/月				安全弁・逃し管等の損傷、漏れの有無、点検調整	1/週		
	管・弁	給水管・蒸気管・排水管の腐食・漏れ・損傷の有無点検	1/月			ボイラー本体	圧力計・水高計	指針の狂い・取付状態・ガラス破損・汚れの有無	1/日	
		減圧弁の取付作動状況の点検	1/月				水面測定装置	機能テスト、漏れの有無	1/日	
		逃し弁・安全弁の漏れ、取付作動状況の点検	1/月				通風装置	送・排風機の異音、振動等異常の有無及び調整	1/週	
	配管		継ぎ手・分岐箇所の漏れ点検	1/日				付属設備	弁・付属配管・保温・So2計、電源用・制御用電線等の破損、欠落の有無	1/週
弁の漏れ・損傷の有無及び作動点検、調整			1/日		ケーシング		腐食・変形の有無	1/月		
支持金物類の取付状況の点検			1/月		マンホール		腐食・変形の有無	1/月		
保温材の破損・損傷状態の点検			1/月		自動制御装置		圧力調整装置・燃料遮断装置・水位調整装置等の作動の良否、調整	1/月		
監視制御設備	監視制御盤	外部の汚損・損傷の有無	1/日		ボイラー関係		バーナータイル及び炉壁	亀裂・欠損の有無	1/月	
	監視盤	信号灯・表示灯の点灯の確認	1/日				給水装置	ポンプ・配管・弁の損傷、漏れ等の有無及び調整	1/月	
	中継盤	操作スイッチ・切替スイッチの正常位置の確認	1/日				油量調整機構	油量・油圧等の設定位置、点検調整	1/日	
	遠方監視盤 (グラパネ含む)	各種指示値の確認	1/日			火炎検出装置		作動の良否、汚れ・焼損状態の点検清掃	1/日	
		記録計の機能の確認	1/日			着火装置	汚れ・損傷の有無、点検調整清掃	1/日		
		プリンターの異常の有無	1/日			燃烧状態	炎の大きさ・形・輝度の点検調整	1/日		
		警報装置の作動の確認	1/週			制御装置	作動の良否、ゆるみ・汚れの有無、点検調整清掃	1/日		
燃料の遮断装置		油電磁弁の作動の良否確認	1/週			感震装置の作動確認	1/月			
浴室管理		浴槽水の排水、張水	1/日			※点検等を実施した際にはチェック欄に「✓」と記入し、異常等があった場合には1面の備考欄に記載すること。				
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	1/日							
		浴槽水、カーン、シャワーの温度確認	1/日							
		浴槽水の排水、張水	1/日							
		備品の整理整頓	1/日							
		消耗品の管理、補充	1/日							
		高濃度塩素による消毒	指示による							

機器名		点検作業内容		実施 周期	チェック	機器名	点検作業内容		実施 周期	チェック		
冷 熱 源 機 器	空 気 熱 源 チ ラ ー ユ ニ ツ ト	1. 起動前				1/日	貯 油 槽	残油量・漏れの点検		1/日		
		a.圧力計 温度計	ガラス及び文字盤に汚れのないことの確認					防油堤内の汚れ・通気管の損傷・腐食等の点検、清掃		1/月		
		b.冷水及び冷却水 系統配管	①各種弁の開閉状況の確認		1/日				配管・継ぎ手・弁等の油漏れ点検、調整		1/月	
			②配管接続部、機器水室部より水漏れがないことの確認		1/日				油槽内の水分点検		1/6ヶ月	
		c.電源	電圧が規定の許容範囲内にある事の確認		1/日				弁類の作動の良否、亀裂・変形の有無		1/6ヶ月	
		d.燃料	燃料を必要とする機器にあつては、燃料タンクの保有量が適切である事の確認。		1/日		変形・漏れ・腐食の有無		1/6ヶ月			
		2. 運転中				1/日	ギヤーポンプ	異常音・振動の有無、電流値等の点検		1/週		
		①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある事の確認			油漏れの有無			1/月				
		②配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認		1/日			油量計・油面計		計器の作動の良否確認		1/月	
		③運転時に異音及び異常振動がないことの確認		1/日					汚れ・漏れの点検清掃		1/月	
		④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転		1/日		煙 道 ・ 煙 突	SO2計の作動状態の点検清掃		1/日			
		3. 運転終了時					1/日	煙道の損傷・漏れの有無、通風圧の良否点検		1/月		
	①運転を中止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守			煙突・点検口・ばい煙測定口からの漏れの点検				1/6ヶ月				
	②弁類を所定の開閉位置の遵守		1/日		耐火断熱材等の欠落・損傷状態の点検			1/6ヶ月				
	③電源開閉器を規定の位置の遵守		1/日		水溜まりの有無の点検、排出		1/6ヶ月					
	④燃料タンクの点検、除去		1/6ヶ月		燃 料 タ ン ク	燃料残量、使用量の確認		1/日				
	1. 起動前					1/日	タンク、配管、継ぎ手からの漏れの点検		1/週			
	a.圧力計 温度計	ガラス及び文字盤に汚れのないことの確認					燃料ポンプの動作の良否		1/週			
	b.冷水及び冷却水 系統配管	①各種弁の開閉状況の確認		1/日				重油タンクの法定自主点検		1/12ヶ月		
		②配管接続部、機器水室部より水漏れがないことの確認		1/日			※点検等を実施した際にはチェック欄に「✓」と記入し、異常等があった場合には1面の備考欄に記載すること。					
	c.電源	電圧が規定の許容範囲内にある事の確認		1/日								
	2. 運転中				1/日							
	①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある事の確認											
	②配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認		1/日									
③運転時に異音及び異常振動がないことの確認		1/日										
④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転		1/日										
3. 運転終了時				1/日								
①運転を中止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守												
②弁類を所定の開閉位置の遵守		1/日										
③電源開閉器を規定の位置の遵守		1/日										
④燃料タンクの点検、除去		1/6ヶ月										
⑤燃料ポンプの動作の点検		1/週										
⑥重油タンクの法定自主点検		1/12ヶ月										
空 冷 ヒ ー ト ポ ン プ 式 パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	1. 起動前				1/日	燃料残量、使用量の確認		1/日				
	a.圧力計 温度計	ガラス及び文字盤に汚れのないことの確認				タンク、配管、継ぎ手からの漏れの点検		1/週				
	b.冷水及び冷却水 系統配管	①各種弁の開閉状況の確認		1/日			燃料ポンプの動作の良否		1/週			
		②配管接続部、機器水室部より水漏れがないことの確認		1/日		重油タンクの法定自主点検		1/12ヶ月				
	c.電源	電圧が規定の許容範囲内にある事の確認		1/日		※点検等を実施した際にはチェック欄に「✓」と記入し、異常等があった場合には1面の備考欄に記載すること。						
	2. 運転中				1/日							
①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある事の確認												
②配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認		1/日										
③運転時に異音及び異常振動がないことの確認		1/日										
④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転		1/日										
3. 運転終了時				1/日								
①運転を中止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守												
②弁類を所定の開閉位置の遵守		1/日										
③電源開閉器を規定の位置の遵守		1/日										
④燃料タンクの点検、除去		1/6ヶ月										
⑤燃料ポンプの動作の点検		1/週										
⑥重油タンクの法定自主点検		1/12ヶ月										

令和4年度 ボイラー業務勤務実績表

10月分 (記入例)

別紙様式2

10月	勤務予定			実勤務実績 (勤務時間・担当)									時間 合計 (H)	
	□□	○○	△△	□□			○○			△△				
曜日					時間数			時間数		時間数				
1日	土	B	A	B	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	別館	6:00 - 9:00	3:00	25:30
2日	日	B	B	A	別館	6:00 - 9:00	3:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	25:30
3日	月	A	B		本館	6:00 - 22:00	16:00	別館	6:00 - 9:00	3:00			0:00	19:00
4日	火	B	A		別館		0:00	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	16:00
5日	水	B		A	別館		0:00			0:00	本館	6:00 - 18:00	12:00	12:00
6日	木	A		B	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	22:30
7日	金		A	B			0:00	本館	6:00 - 18:00	12:00	別館	6:00 - 9:00	3:00	15:00
8日	土			A			0:00			0:00	本館	8:00 - 22:00	14:00	14:00
9日	日	A			本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00			0:00	16:00
10日	月	B	A		別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	22:30
11日	火		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
12日	水	A		B	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	別館		0:00	16:00
13日	木	B	A		別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	22:30
14日	金		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
15日	土	A			本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00			0:00	16:00
16日	日		A				0:00	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	16:00
17日	月		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
18日	火	A		B	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	22:30
19日	水	B	A		別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	22:30
20日	木		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
21日	金	A			本館	6:00 - 18:00	12:00			0:00			0:00	12:00
22日	土	B	A		別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	8:00 - 22:00	14:00			0:00	20:30
23日	日		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
24日	月	A			本館	6:00 - 18:00	12:00			0:00		8:30 - 12:00	3:30	15:30
25日	火	B	A		別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	8:00 - 22:00	14:00			0:00	20:30
26日	水		B	A			0:00	別館	15:30 - 22:00	6:30	本館	6:00 - 22:00	16:00	22:30
27日	木	A		B	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	別館	8:30 - 12:00	3:30	19:30
28日	金	B	A		別館		0:00	本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00	16:00
29日	土		B	A			0:00	別館		0:00	本館	6:00 - 22:00	16:00	16:00
30日	日	A			本館	6:00 - 22:00	16:00			0:00			0:00	16:00
31日	月													
	計						194:00			200:30			180:00	574:30

月 日 ~ 月 日

(PH)



月 日 ~ 月 日

(PH)



(塩素濃度)



(塩素濃度)

赤:大浴室大浴槽塩素濃度

紫:大浴室大浴槽PH濃度

青:大浴室小浴槽塩素濃度

紺:大浴室小浴槽PH濃度

緑:小浴室塩素濃度

茶:小浴室PH濃度

棟別給水量表

令和 年 月

	宿泊棟	浴室	研修棟	食堂	別館	計	備考
1 日							
2 日							
3 日							
4 日							
5 日							
6 日							
7 日							
8 日							
9 日							
10 日							
11 日							
12 日							
13 日							
14 日							
15 日							
16 日							
17 日							
18 日							
19 日							
20 日							
21 日							
22 日							
23 日							
24 日							
25 日							
26 日							
27 日							
28 日							
29 日							
30 日							
31 日							
合計							

重油タンク在庫と漏洩検知管点検

タンクNO.		油種：A重油	タンク容量：	ℓ	記録責任者：		
日	月 曜日	検知管の点検	タンク/油種				備考
			在庫数量	ローリー	使用量	在庫増減	
受入数量							
1			ℓ	ℓ	ℓ		
2			ℓ	ℓ	ℓ		
3			ℓ	ℓ	ℓ		
4			ℓ	ℓ	ℓ		
5			ℓ	ℓ	ℓ		
6			ℓ	ℓ	ℓ		
7			ℓ	ℓ	ℓ		
8			ℓ	ℓ	ℓ		
9			ℓ	ℓ	ℓ		
10			ℓ	ℓ	ℓ		
11			ℓ	ℓ	ℓ		
12			ℓ	ℓ	ℓ		
13			ℓ	ℓ	ℓ		
14			ℓ	ℓ	ℓ		
15			ℓ	ℓ	ℓ		
16			ℓ	ℓ	ℓ		
17			ℓ	ℓ	ℓ		
18			ℓ	ℓ	ℓ		
19			ℓ	ℓ	ℓ		
20			ℓ	ℓ	ℓ		
21			ℓ	ℓ	ℓ		
22			ℓ	ℓ	ℓ		
23			ℓ	ℓ	ℓ		
24			ℓ	ℓ	ℓ		
25			ℓ	ℓ	ℓ		
26			ℓ	ℓ	ℓ		
27			ℓ	ℓ	ℓ		
28			ℓ	ℓ	ℓ		
29			ℓ	ℓ	ℓ		
30			ℓ	ℓ	ℓ		
31			ℓ	ℓ	ℓ		

キャンプ棟・クラフト棟

地下タンク貯蔵所定期点検記録表

本館

地下タンク貯蔵所定期点検記録表

事業所名	国立諫早少年自然の家		
所在地	諫早市白水崎町1109の1		
点検対象	許可年月日 番号	昭和52年12月28日 第52-125号	
	類品数	別名 数	倍数
		第4類 第3種油類(A重油) 20KL	10 倍

- 点検記録表は、消防法第14条の3の2の規定に基づき実施した点検結果を記録するもので、3年間保存すること。
- 点検は、次の点検項目ごとに、危険物取扱者が行うこと。
ただし、危険物取扱者が立会えば、他の者が行うことができる。
- 検尺棒、自動覚知装置等により終業時、始業時毎に危険物量をはかること
によって漏洩の有無を確認し記録しておくこと。
- 長尺棒等により確認するとともに併せて漏洩危険物の有無についても確認すること。
- 配管のうち地下に埋設されているものについては、点検ボックス等において確認すること。
- 記録表の記載は次による。
 - 危険物取扱者・免状欄には、都道府県名及び番号を記入すること。
 - 点検結果欄には、異常がないときは○印をつけること。異常があれば×印をつけ、適切な措置を施すとともにその内容を記入すること。
 - 免状区分は○印で囲むこと。

<1>

諫早市城見町24番21号

諫早消防署



(3年間保存)

点検年月日 (保存期限)		平成 年 月 日 (. .)	
危険物保安監督者 氏名 (免状の区分・番号)		(甲・乙・() 第 号) ㊟	
点検実施者	危険物取扱者	所 属	
		氏 名 (免状の区分・番号)	(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟
	上記以外の者	会社名・所属	
		氏 名	㊟
		立会った 危険物取扱者	所 属 氏 名 (免状の区分・番号)
点検項目	点検内容 (方法)	結果	措置年月日及び措置内容
1. 上部スラブ	亀裂、崩落、不等沈下はないか。(目視)		
2. タンク本体	腐蝕はないか。終、始業時に計量して確認。 (別紙に記録)		
3. 通気管等 安全弁	3-1 通気管等	先端の位置は適正か。配管は固定されているか。(目視)	
		腐食、損傷はないか。(目視)	
		引火防止網の脱落、腐食、目づまりはないか。(目視)	
	3-2 安全弁	腐食、損傷はないか。(目視)	
		正常に作動するか。(取外して機能試験)	
4. 計測装置	4-1 自動寛知装置	損傷していないか。(目視)	
		作動状況、指示は適正か。(目視)	
	4-2 圧力計	損傷はないか。(目視)	
		取付部のゆるみ等はないか。(目視)	
			指示は適正か。(目視)
4-3 盤	蓋の開閉は正常か。(目視・作動)		
		変形、損傷はないか。計量棒の変形、損傷はないか。(目視)	
4-4			

平成 年 月 日 (. .)		昭和 年 月 日 (. . .)		昭和 年 月 日 (. . .)	
(甲・乙・() 第 号) ㊟		(甲・乙・() 第 号) ㊟		(甲・乙・() 第 号) ㊟	
(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟		(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟		(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟	
㊟		㊟		㊟	
㊟		㊟		㊟	
(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟		(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟		(甲・乙・() 丙 第 号) ㊟	
結果	措置年月日及び措置内容	結果	措置年月日及び措置内容	結果	措置年月日及び措置内容

点 検 項 目		点 検 内 容 (方 法)	結 果	措 置 年 月 日 及 び 措 置 内 容
10. 電 気 設 備	10-1 配電盤、分電盤	損傷はないか。防水機能に異常はないか。 (目視)		
		防燥型機器等の機能に異常はないか。(目視)		
	10-2 し。断 機	損傷はないか。(目視)		
		し。断機能に異常はないか。(作動確認)		
	10-3 コンセント配線	防燥型機器等の機能に異常はないか。(目視)		
		損傷はないか。(目視)		
	10-4 動 機	絶縁抵抗は適正か。(絶縁抵抗計による測定)		
		防燥型機器等の機能に異常はないか。(目視)		
		損傷はないか。(目視)		
	10-5 地	結合部のゆるみ等はないか。(目視)		
		異音、異常振動、異常発熱はないか。(目視)		
	11. 移動タンク用接地電極	防燥型機器等の機能に異常はないか。(目視)		
		損傷、結合部のゆるみ等はないか。(目視)		
	12. 標 識、 掲 示 板	接地抵抗は適正か。(接地抵抗計による測定)		
		取付状況、記載事項は適正か。損傷、汚損はないか。(目視)		
13. 等 電 設 備	損傷等はないか。(目視)			
	正常に作動するか。(作動確認)			
14. 消 火 器	位置、種類、設置数、外観的機能は適正か。 (目視)			
	損傷はないか。(目視)			
15. 蒸 発 防 止 設 備	切替弁の作動は正常か。(作動確認)			
16. そ の 他				

結 果	措 置 年 月 日 及 び 措 置 内 容	結 果	措 置 年 月 日 及 び 措 置 内 容	結 果	措 置 年 月 日 及 び 措 置 内 容

変更許可の経緯

変更許可年月日	許可番号	変更内容

別紙様式7

屋外タンク貯蔵所(固定屋根式)点検記録表

事業所名	国立諫早青少年自然の家			
所在地	諫早市白木峰町1109-1 管理研修棟 1階(屋外)			
点検対象	製造所等の区分	少量危険物貯蔵所		
	設置許可年月日	年 月 日	設置許可 番 号	第 号
	完成検査年月日	年 月 日		
	施設名又は 呼称番号			
	危険物の類別	第四類		
	品名	第3石油類		
最大貯蔵量	1,950L (A重油)			
最大取扱量 倍数	0.975倍			
点検実施者	危険物取扱者	所 属		
		氏 名	印	
		免状区分		免状番号
	上記以外の者	会 社 名		
		所 属		
		氏 名	印	
	立 会 危 険 物 取 扱 者	所 属		
		氏 名	印	
		免状区分		免状番号
	点検年月日	年 月 日	保存期限	年 月 日

※法第14条の3の2の定期点検は、1年（告示で定めるに構造又は設備にあつては告示で定める期間）に1回以上実施。定期点検の記録は、3年間保存。

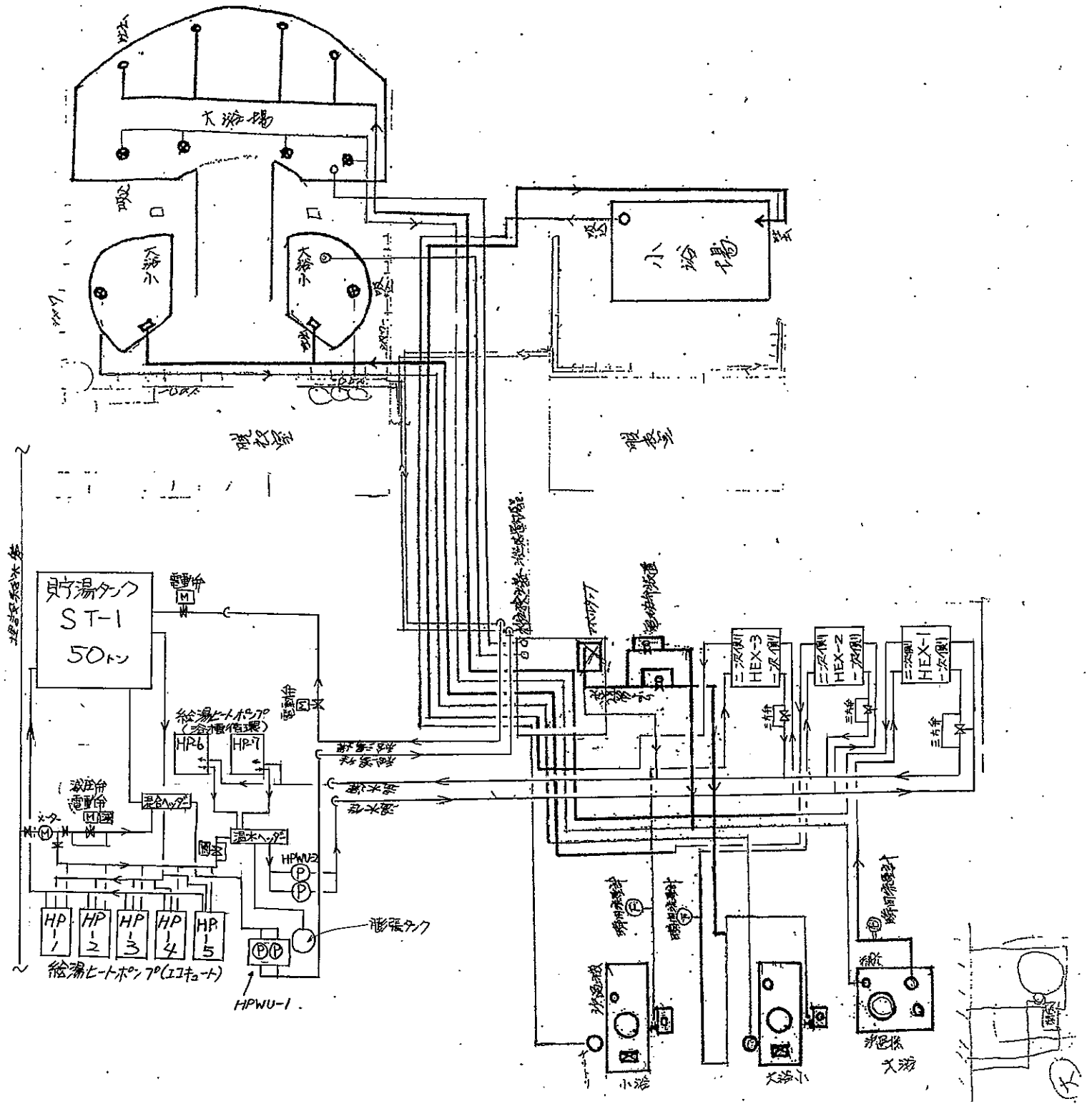
屋外タンク貯蔵所(固定屋根式)点検表

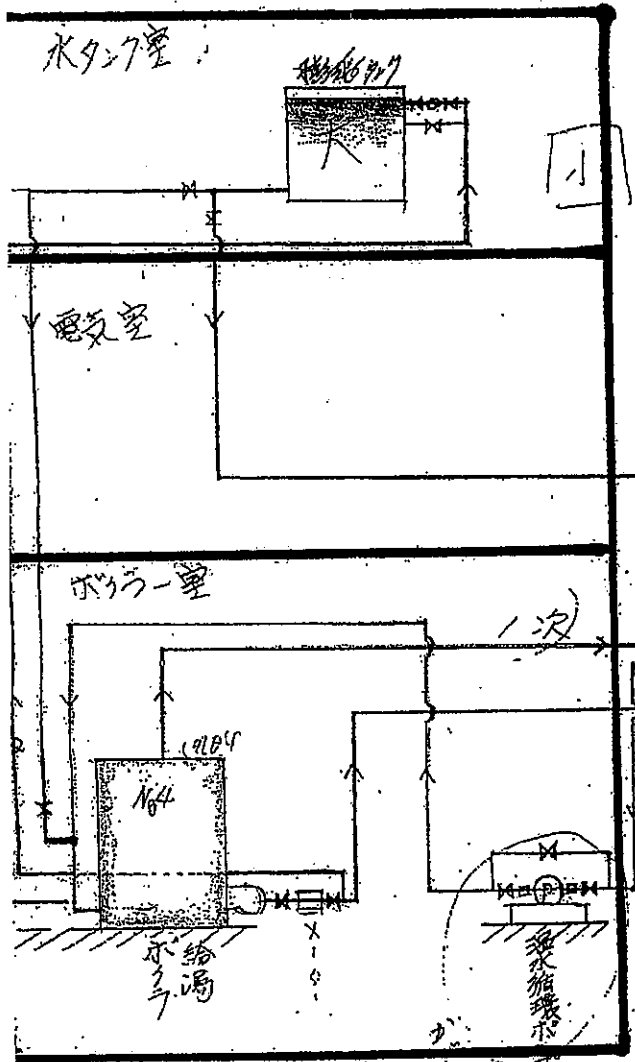
点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
基	礎	コンクリート基礎の損傷の有無	目視		
オイルタンク	本 体	漏えいの有無	目視		
		変形、亀裂の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視（著しい腐食が認められた箇所は、補修する）		
	架 台 部	固定ボルトの腐食、ゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等による		
		塗装状況及び腐食の有無	目視（著しい腐食が認められた箇所は、補修する）		
	注 入 口	閉鎖時の漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		フランジボルトのゆるみ等の有無	目視（ゆるみの有無については、ハンマーテスト等による）		
	通 気 管	漏えいの有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
計測装置	液 面 計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		作動、指示状況	目視		
配管・バルブ等	配 管	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視（著しい腐食が認められた箇所は、補修する）		
	フランジ、バルブ等	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		バルブ開閉機能の適否	目視		
		フランジボルトのゆるみ等の有無	目視（ゆるみの有無については、ハンマーテスト等による）		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
防油堤	防油堤等	亀裂、損傷等の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視（著しい腐食が認められた箇所は、補修する）		
		堤内の不必要な物件の存置の有無	目視		
	排水溝、ためます等	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
		排水バルブ	作動確認		
油庫	壁、柱、はり及び根	亀裂、損傷等の有無	目視		
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	床面	滞油、滞水の有無	目視		
		亀裂、損傷、くぼみ等の有無	目視		
	換気口	給排気のダクト等の変形、損傷の有無及び固定状況の適否	目視		
梯子	変形、損傷の有無	目視			
電気設備		配線及び機器の損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
標識、掲示板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火設備	消火器	位置、設置数、外観的機能の適否、有効期限確認	目視		
その他					

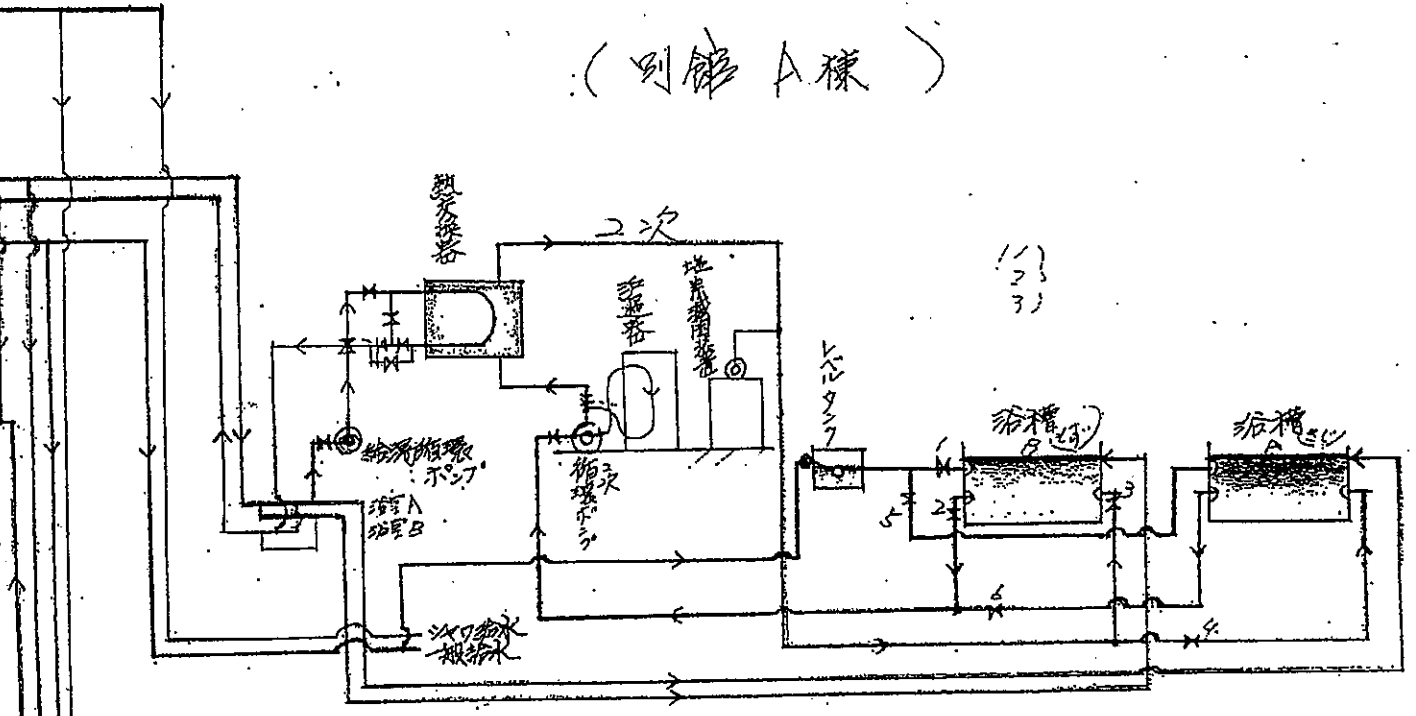
注1 屋外貯蔵タンクの不等沈下の有無については、「屋外タンク貯蔵所の不等沈下の点検方法に係る運用について」（平成8年2月13日付け消防危第28号）により点検することができること。

注2 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。





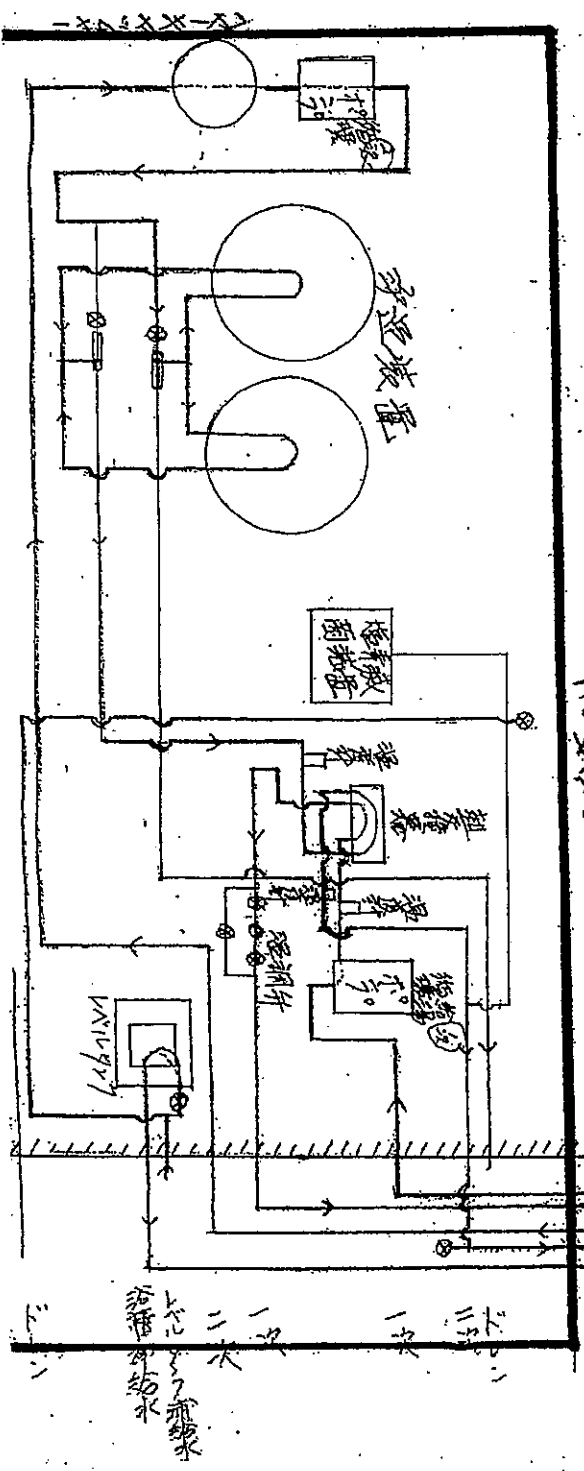
(別館 A棟)



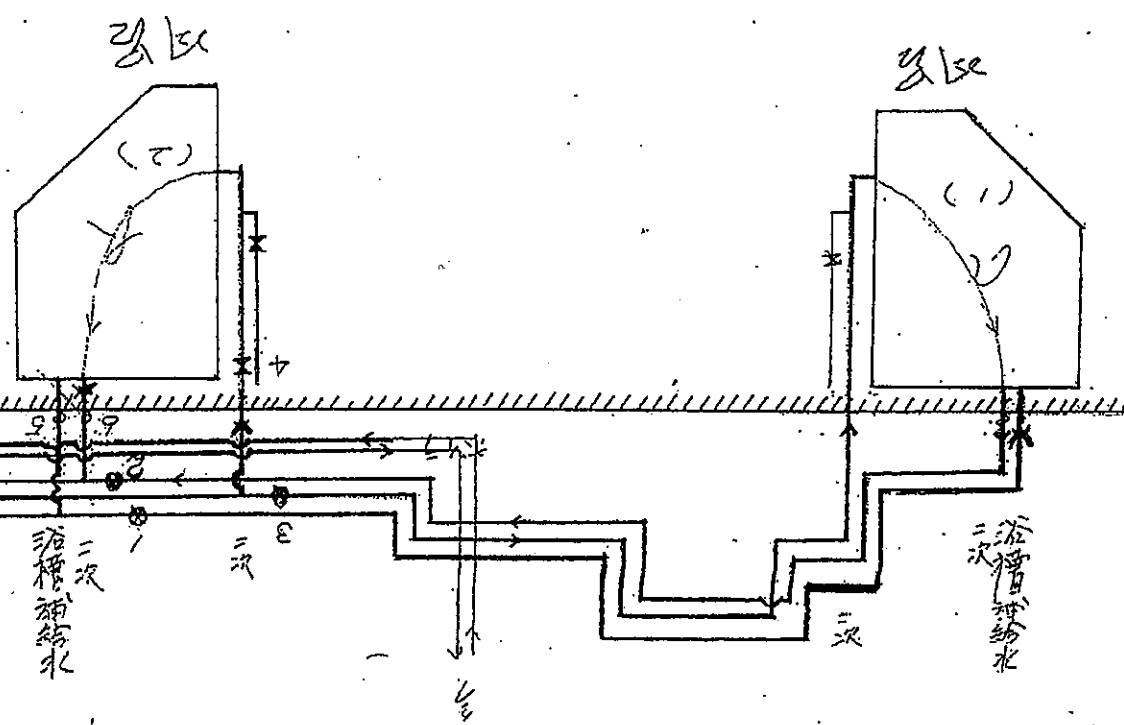
浴槽B
 浴槽A
 一般用水
 給水用水

(別館 B棟)

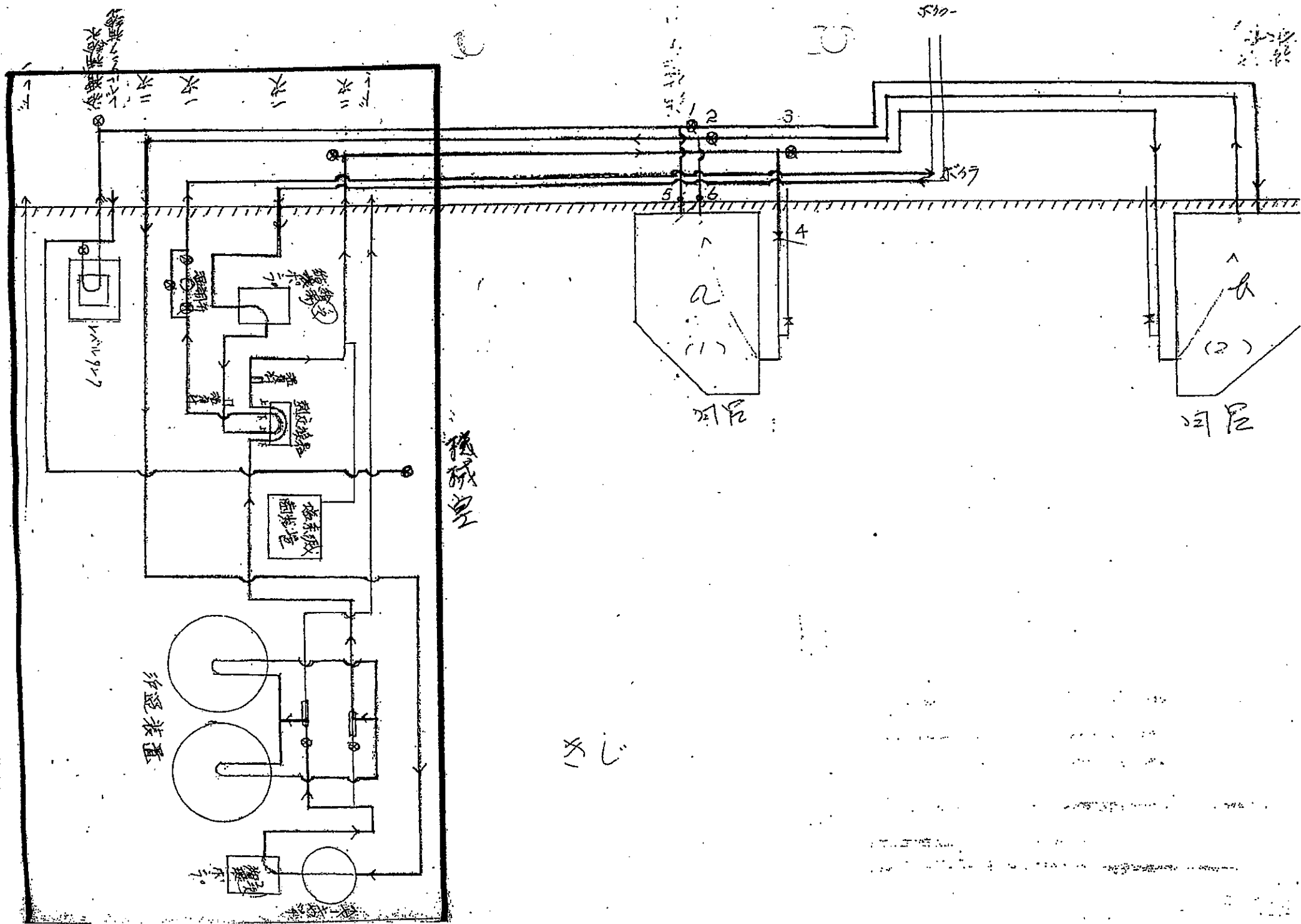
50

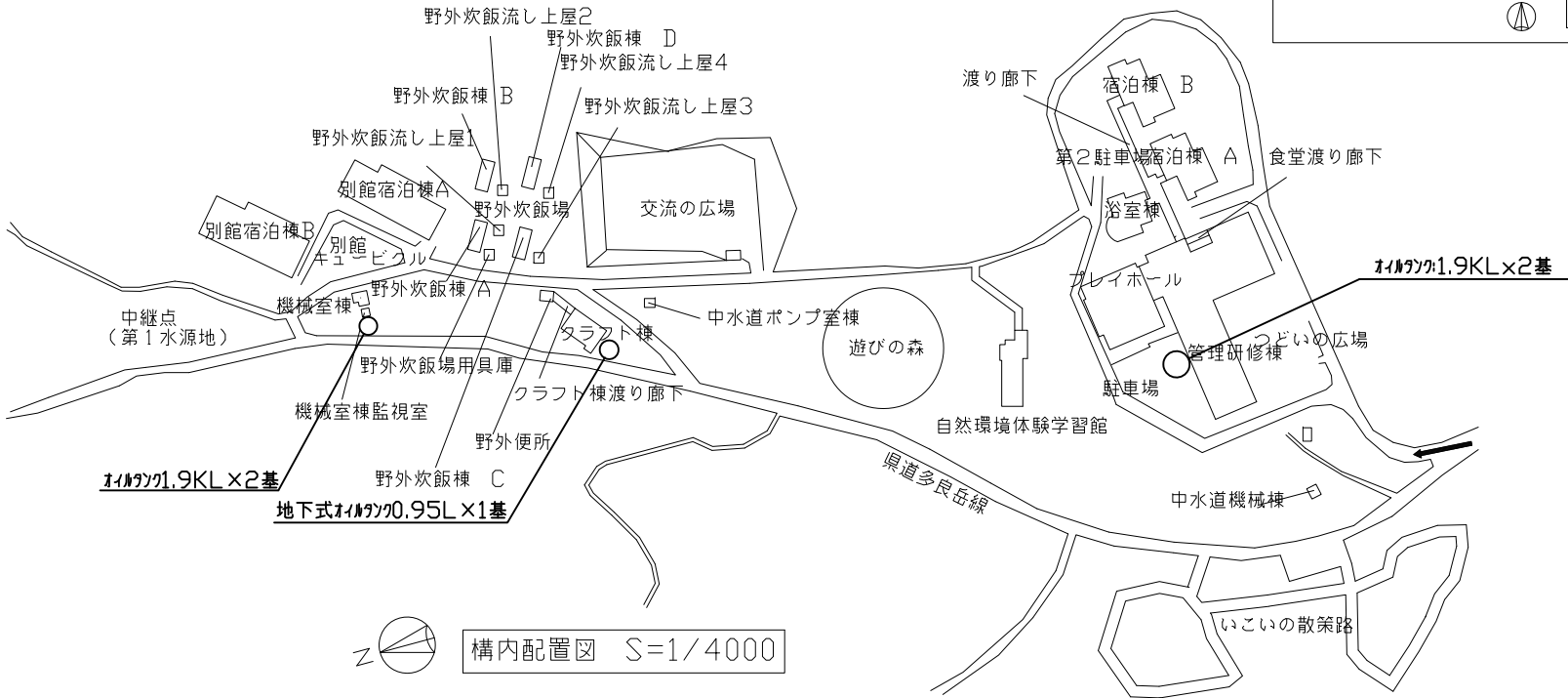
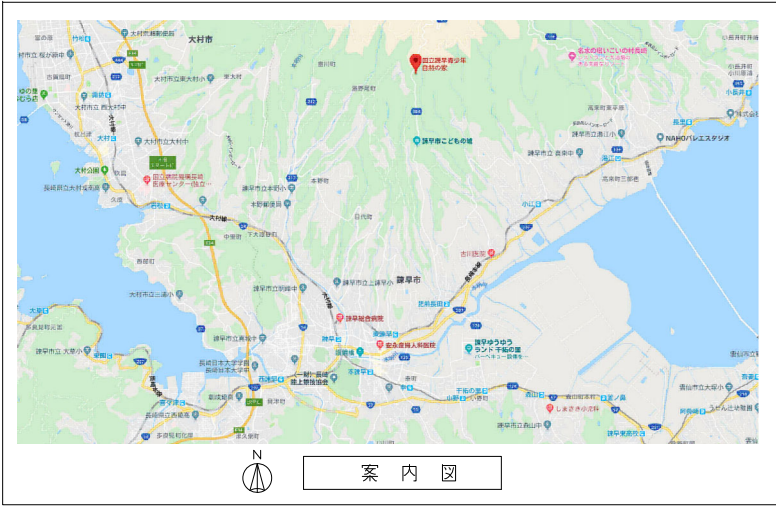
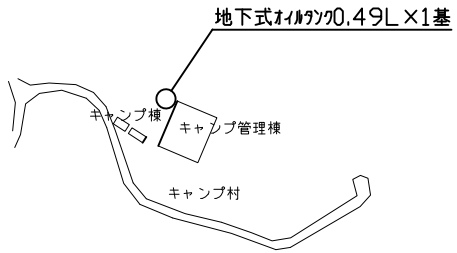


洗面水



2
7





工事名称	作成年月日	
図面名称	縮尺	図面番号
オイルタンク配置図・案内図	No	

エコキュート仕様書

Ver.3-0

		50Hz	60Hz
型 式		HWA-2HTC	
性 能	加熱能力 ^{※1} (kW)	68.9 (67.9)	80.0 (77.6)
	消費電力 ^{※1} (kW)	16.8 (20.1)	20.5 (24.1)
	運 転 条 件 (kW)	外気温度 DB16℃、WB12℃、入水温度17℃、出湯温度65℃ (90℃)	
出 湯 水 量 ^{※1} (L/h)		1259 (829)	1461 (947)
電 源		3φ AC200V 50/60Hz	
最 大 消 費 電 力 (kW)		24.1	28.2
外 形 寸 法 (mm)		W1,340×L2,085×H2,080	
重 量 (kg)		製品重量1,410(運転重量1,425)(親機 ^{※2})	
圧 縮 機 型 式		半密閉型レシプロ式2気筒 C2HT	
法 定 冷 凍 ト ン (トン)		6.9	8.3
		高圧ガス製造届必要、冷凍保安責任者不要	
電 動 機	型 式	三相誘導電動機 かご型	
	電 動 機 (kW・極数)	25×4P	
	始 動 方 式	スター・デルタ起動	
	オ イ ル ヒ ー タ (W)	100	
水熱交換器(カスクーラ)		3管方式	
空 気 熱 交 換 器	材 質	銅管アルミプレートフィン	
	送 風 機	軸流ファン	
	電 動 機 (kW・極数)	0.75×10P×2台	
	風 量 (m3/h)	18,840 (9,420×2台)	22,320 (11,160×2台)
デ フ ロ ス ト 方 式		ホットガスデフロスト	
外 部 接 続 口	入 水 口	Rc3/4(20Aねじ込みメス、SUS316)×2箇所(入水三方弁内蔵の場合) ^{※3}	
	出 湯 口	Rc3/4(20Aねじ込みメス、SUS316)	
	ド レ ン	Rc3/4(20Aねじ込みメス、SUS304)×2箇所	
冷 媒 種 類		R-744(CO ₂)	
保 護 装 置		高圧保護、低圧保護、油圧保護、圧縮機過負荷防止、ファン過負荷防止 入水ポンプ過負荷防止、吐出温度上昇、高低差圧上昇	
※2 使 用 範 囲	入 水 温 度 (℃)	5～65	
	入 水 流 量 (L/min)	0～30	
	入 水 圧 力 (MPa)	0.15～0.49(密閉式貯湯槽の場合は、貯湯槽の設計圧力以下として下さい)	
	出 湯 温 度 (℃)	65～90(外気温度や入水温度によっては、設定温度以上で出湯する場合があります)	
	外 気 温 度 (℃)	-10～43	
塗 装 色		アイボリーホワイト(マンセル記号5Y7.0/1)	
騒 音 値 (dBA)		66.2	68.4
		測定位置:長手空気吸込側1.0m、高さ1.5m	
オプション仕様		防雪フード(空気吸い込み側3面 空気吐出側2箇所) 貯湯槽自動制御機能(親機の場合) ^{※2} 入水ポンプ (50Hz/60Hz: 245W/395W) 耐塩害仕様、重耐塩害仕様 入水三方弁	
備考 ^{※3}		入水圧力は、入水圧力範囲内(0.15～0.49MPa)に調整して下さい。 配管材質は、SUS316を選定して下さい。 入水配管および出湯配管は、保温工事をして下さい。 入水配管および出湯配管は、凍結防止対策をして下さい。 複数台給湯器を連結する場合は、出湯配管に逆止弁を取り付けて下さい。 アース工事を行なって下さい。 電源には、漏電ブレーカをご使用下さい。 漏電ブレーカ、電線太さは、内線規定に定められたものをご使用して下さい。 ※1 ()内数値は『外気温度 DB16℃、WB12℃、入水温度17℃、出湯温度90℃』条件における性能です。 ※2 表記の箇所について詳細は、お問い合わせ下さい。 ※3 表記の箇所について詳細は、技術資料をご覧下さい。	
株式会社 前川製作所			

L6E1E1S41E

日立空冷ヒートポンプ式スクルーチラーユニット仕様表 (型式: RHUP1180A5)

空冷ヒートポンプチラー仕様書

仕様表 (50/60Hz)

項目		標準仕様		顧客仕様		
型式		RHUP1180A5				
法定冷凍能力		11.46/13.82 トン				
性能	冷却運転	冷却能力	106/118 kW	kW		
		電気特性	消費電力	27.9/34.5 kW	kW	
			運転電流	93/112 A	A	
			力率	87/89 %	%	
			始動電流 (終了最大)	240/285 A	A	
性能	加熱運転	加熱能力	118/132 kW	kW		
		電気特性	消費電力	34.2/41.6 kW	kW	
			運転電流	115/137 A	A	
			力率	86/88 %	%	
			始動電流 (終了最大)	240/285 A	A	
条件	冷却運転	冷水温度	入口	12 °C	°C	
			出口	7 °C	°C	
		冷水量	18.2/20.3 m ³ /h	m ³ /h		
		水側熱交換器水圧損失	26.3/32.4 kPa	kPa		
		吸込空気温度 乾球	35 °C	°C		
	加熱運転	温水温度	入口	40 °C	°C	
			出口	45 °C	°C	
		温水量	20.3/22.7 m ³ /h	m ³ /h		
		水側熱交換器水圧損失	32.4/40.1 kPa	kPa		
		吸込空気温度	乾球	7 °C	°C	
湿球	6 °C		°C			
保護装置 保護制御		溶栓、オイルヒータ、操作回路ヒューズ 高圧遮断装置、低圧遮断制御 凍結防止制御 (冷却/冬期ポンプ自動運転用) 吐出ガス過熱防止制御、圧縮機過電流継電器 圧縮機インターナルサーモ 送風機動力ヒューズ				
外装 (マンセル記号)		ページュ (2.5Y8/2)				

項目		標準仕様		
圧縮機		22kW半密閉形スクルー (段階制御仕様100, 75, 50%, 停止)		
水側熱交換器		プレート式		
空気側熱交換器		多通路クロスフィン式		
送風機		プロペラファン ×4		
送風機用電動機		0.38kW ×4		
冷媒制御装置		電子式膨張弁		
冷媒		R407C		
冷却・加熱切換装置		四方弁 (自動)		
使用範囲	冷却	空気側熱交換器 吸込空気温度	-5~40°C (乾球)	
		冷水出口温度	5~15°C	
		空気側熱交換器 吸込空気温度	-14.7~21 °C (乾球) -15 ~15.5°C (湿球)	
	加熱	温水出口温度	35~57°C	
		冷温水流量	9~45 m ³ /h	
		最小保有水量 (復帰温度差4°C設定時)	0.82/0.91 m ³	
	ユニット水側内容積		0.015 m ³	
	許容水圧		0.98 MPa	
	温度調整装置		電子式温度調節器 (冷温水入口温度制御用)	
	電源		AC3φ200V50/60Hz	
動力回路		AC3φ200V50/60Hz		
操作回路		AC1φ200V50/60Hz		
製品質量 (運転質量)		1660 (1675) kg		
付属品		付属品リストによる		

電子式温度調節器の復帰温度差および加熱負荷、温水入口温度低下幅の許容値が変わると保有水量も変わる場合がありますのでご注意ください。

仕様表に関するご注意

- 圧縮機用電動機 (表示出力) は実際の運転出力と異なりますのでご注意ください。
- トランス容量及び配線容量は、使用条件の違いなどを見込んで、必ず表中 (標準仕様) の消費電力及び運転電流の1.35倍で決定してください。
- 性能の表示値許容公差は、JIS B 8613 「ウォーターリングユニット」によります。
- 表中記載の水側熱交換器水圧損失は、熱交換器単体の水圧損失値を示します。水配管 (現地準備品) の水圧損失および簡易ストレーナ (付属品) の水圧損失は含んでおりません。
- 最小保有水量は、圧縮機の発停頻度および除霜時の温水温度低下を基準内に収めるために必要な最低限の水量です。水温制御を安定させるための必要水量ではありませんのでご注意ください。
- 仕様表の最小保有水量は下記条件で算出した値を記載しております。
「加熱負荷: 標準仕様欄加熱能力の85%相当、除霜中の温水入口温度低下幅の許容値: 20°C」

- プレート式熱交換器保護用として、簡易ストレーナを製品に付属しております。簡易ストレーナを使用し、現地ストレーナとチラーユニット間の異物を捕捉してください。異物が水側熱交換器に入り込み、詰まりや凍結破損の原因となります。簡易ストレーナは網面積が少ないので、そのまま使用した場合すぐに目詰まりしてしまい水圧損失が増加し流量が低下する恐れがあります。試運転前の通水後、簡易ストレーナは取外してください。

記号	年月日	訂正者	審査者	承認者
来歴				

備考	品名	投影法	尺度	
	仕様表		NTS	
製図	イタガキ、ツ	2009-03-03	日立アプライアンス 株式会社	317S131397
審査	イワモト、マ	2009-03-03		
承認	キクチ、シ	2009-03-03		
清水図番	校番	訂正	入庫	
				2009 03-06

契 約 書 (案)

契約件名	国立諫早青少年自然の家給湯設備等運転管理業務		
契約金額	通常勤務	1時間あたり 金	円也
		(うち消費税及び地方消費税額	金 円)
	深夜勤務	1時間あたり 金	円也
		(うち消費税及び地方消費税額	金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川和 代理人
理事 横井理夫 (以下「発注者」という。) と受注者 株式会社〇〇〇〇 代表
取締役 〇〇〇〇 (以下「受注者」という。) との間において、上記「国立諫早
青少年自然の家給湯設備等運転管理業務」(以下「役務」という。) について、上
記の契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれ
を履行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立諫早青少年自
然の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

(請求書の提出)

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立諫早青少年自然の
家管理係に提出するものとする。

(代金の支払)

第5条 発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに代金
を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税
率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第10条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（6）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（7）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 前項により契約を解除する場合には、（7）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（1）から（6）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項（1）から（6）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

（違約金）

第12条 前条第1項の規定（同項（7）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額（契約単価×予定数量。以下同じ。）の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額を契約月数で除した金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

（損害賠償）

第13条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

3 第2項における損害に起因し、施設利用者の受入れ停止等を行うこととなった場合は、当該損害を賠償するものとする。

4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第14条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

- 法律第54号。(以下「独占禁止法」という。)) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

- 第15条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
 - (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
 - (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
 - (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
 - (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
 - (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。
- 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般事項)

- 第16条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学

省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理事長 古川 和
	代理人	理 事 横井 理夫

受注者	住 所
	氏 名